

令和3年1月に海難審判所で言い渡された裁決18件が、ホームページに掲載されました(令和3年3月)

区 分	地方海難審判所（函館1、仙台1、横浜3、神戸3、広島3、門司3、長崎2、那覇2） 18件 25隻	
海難種類(件)	乗揚7、衝突(単)5、衝突4、死傷等2	計18件
関係船舶(隻)	モーターボート8、貨物船7、漁船4、遊漁船2、巡視船、押船、バージ及び水上オートバイ各1	計25隻
死傷者(人)	死亡0、負傷9	計9人

上記のうち、門司、長崎両地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 響灘で、押船列とモーターボートとが衝突した事例

東行する押船列と南下するモーターボートとが、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近して衝突した

② 長崎県早崎瀬戸で、遊漁船とモーターボートとが衝突した事例

モーターボートを追い越す態勢で西行する遊漁船と、南西方に向けて航走するモーターボートとが衝突した

海難防止への インフォメーション

① 押船A(408トン) 被押バージB(90.56メートル) モーターボートC(5.5トン) 衝突事件

(押船列とモーターボートとが、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近して衝突した)

【海難概要】 押船A(408トン、7人乗組)が、その船首部をバージB(90.56メートル、空倉)の船尾凹部に嵌合して押船列を構成し、響灘を東行中、モーターボートC(5.5トン、1人乗組、同乗者4人)が釣りを終えて同海域を南下中、B船の左舷船首とC船の右舷船首とが衝突した

【航法の適用】 * 衝突のおそれが生じたとき、押船列は関門港内を東行していたが、モーターボートが同港外を航行していたので、港則法は適用されず、海上衝突予防法(予防法)が適用される

- ・A船押船列及びC船は、ともに航行中の動力船で、互いに視野の内にあり、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した
- ・それぞれ衝突を回避するために必要な時間的、距離的余裕があった
- ・予防法第15条の横切り船の航法が適用される

《原因》

C船: 見張り不十分で、前路を左方に横切るA船押船列の進路を避けなかった(主因)
 A船押船列: 動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった(一因)

《背景》

- ・C船船長は、右舷船首方を一見し、航行中の他船を認めなかったもので、右方から接近する他船はいないと思っていた
- ・A船船長は、C船が自船と同様に東行を続けていると思っていた

【受審人】

(C船) 船長: 小型船舶操縦士 → 1箇月業務停止
 (A船) 船長: 四級海技士(航海) → 戒告

《懲戒》

【発生日時】

令和元年11月30日
15時43分少し過ぎ

【発生場所】

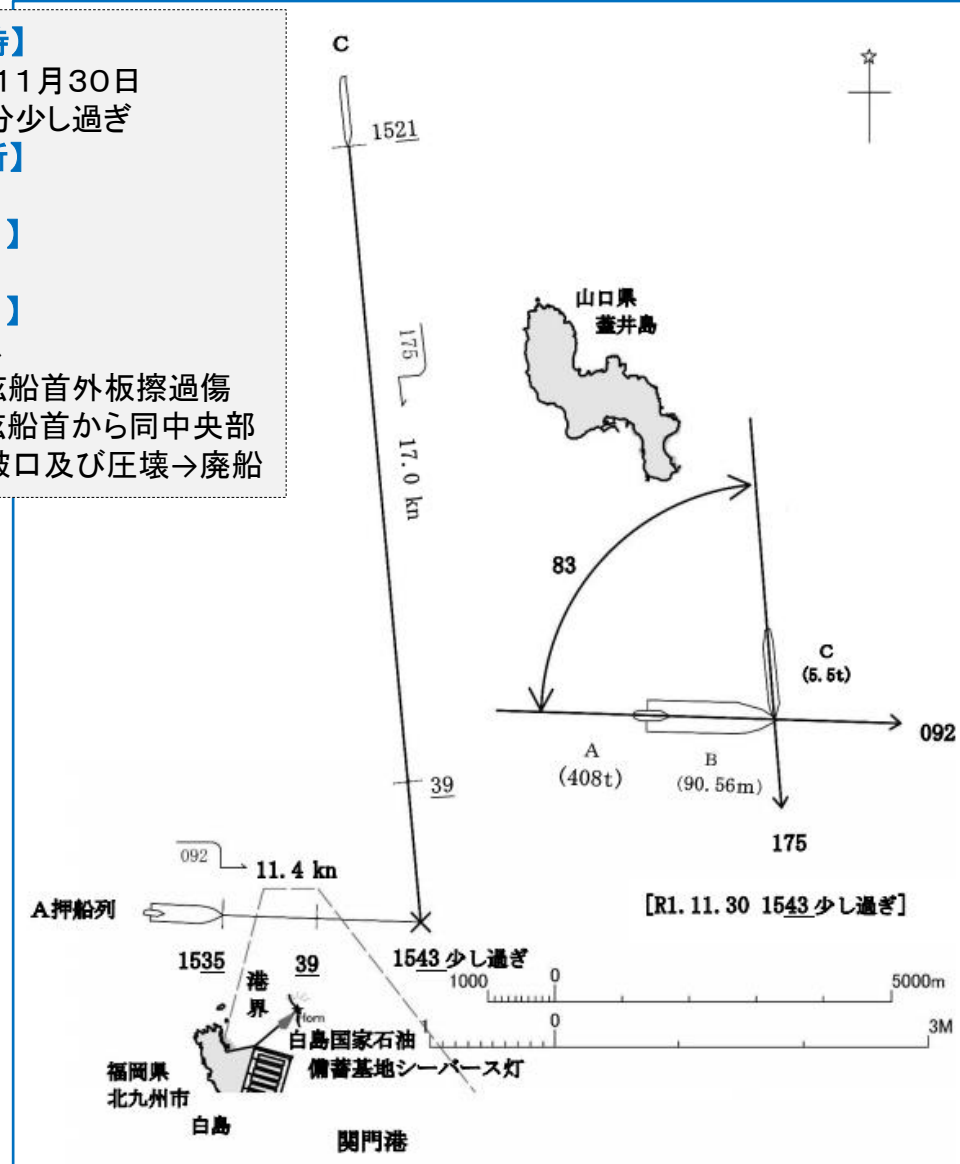
響灘

【死傷者】

なし

【損傷等】

A船: なし
 B船: 左舷船首外板擦過傷
 C船: 左舷船首から同中央部に破口及び圧壊→廃船



海難防止への
インフォメーション

② 遊漁船A(8.5トン) モーターボートB(1.23トン) 衝突事件

(遊漁船が、モーターボートを追い越す態勢で接近して衝突した)

【海難概要】 早崎瀬戸において、遊漁船A(8.5トン、1人乗組、釣り客7人)が、漂流中から航行を開始したモーターボートB(1.23トン、1人乗組、同乗者1人)を追い越す態勢で接近し、A船の船首とB船の右舷船首部とが衝突した

【航法の適用】 * 一般法である海上衝突予防法が適用される

両船が互いに視野の内にあり、

- ・A船がB船の正横後22度30分を越える後方の位置から同船を追い越す態勢で接近した
- ・A船が**避航義務**を履行し、B船が**音響信号及び協力動作**を行う十分な時間的、距離的余裕があった
- ・海上衝突予防法**第13条の追越し船の航法**が適用される

《原因》

A船：**動静監視不十分**で、B船を確実に追い越し、かつ、同船から十分遠ざかるまでその進路を避けなかった(主因)

B船：**見張り不十分**で、(*)**避航を促す音響信号**を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった(一因)

(*)**避航を促す音響信号**: 正規の汽笛を備えていない小型船などが、警告信号に代えて行う音響信号

《背景》

- ・A船船長は、**左舷方の遊漁船の様子**を見ることに気を取られていた
- ・B船船長は、**後方から接近してくる他船が自船の進路を避けてくれる**と思った

[受審人等]

《懲戒》

(A船) 船長：小型船舶操縦士 → 1箇月業務停止

(B船) 船長：小型船舶操縦士 → 戒告

【発生日時】

平成30年11月25日

08時53分

【発生場所】

早崎瀬戸

【死傷者】

負傷2人

(B船長、B同乗者)

【損傷等】

A船：船首部外板に擦過傷

B船：船首部外板に亀裂等

